

# 入院期間が180日を越える入院について

## 入院費についてのお知らせ

入院(通算)日数が180日を越える場合は入院料の一部を患者様にご負担いただくことになりました。

これは、健康保険法の改正(平成14年4月)により、通算入院日数が180日を越えると、病気の状態によっては、入院料の一部が保険給付の対象外となるためです。

**対 象 者:**通算入院日数が180日を越える方。

**自己負担額:**入院基本料の15%相当額

但し、人工呼吸器使用者など厚生労働大臣が定める状態にある方を除きます。